

第22号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(島根県県税条例の一部改正)

第3条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第46条第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第46条第9号中「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第26項」を「同条第25項」に改める。

(島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第 6 条 島根県障害者介護給付費等不服審査会条例 (平成 18 年島根県条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 3 条第 2 項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第 7 条 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例 (平成 19 年島根県条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年島根県条例第 75 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第 7 号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

第6条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第50条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第119条第1項中「島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第202条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第15条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第23条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第78号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第79号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第80号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第9条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第11条第1項第2号ア(イ) a(a)中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第14条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条第4項中「(障害者自立支援法)」を「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に、「島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第24条、第45条第3項及び第47条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第53条第4項中「(障害者自立支援法)」を「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に、「島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第15条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から施行する。